

令和 6 年度皇居外苑外灯長寿命化基本設計業務 特記仕様書

令和 6 年 7 月

環境省皇居外苑管理事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。
http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html
2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は、国民公園皇居外苑のうち皇居外苑地区及び北の丸公園地区（別途図面に示す範囲）とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和7年3月7日迄とする。なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は電気電子部門関連科目）
2. 技術士（建設部門又は電気電子部門）
3. 電気主任技術者（第1種、第2種又は第3種）
4. その他同等以上と認められる資格

②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金

額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第6条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第7条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載する

ものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

1. 皇居外苑地区（東京都千代田区皇居外苑 1－1～3）

緯度 35° 40' 37" 経度 139° 45' 31"

2. 北の丸公園地区（東京都千代田区皇居外苑北の丸 1－1～6）

緯度 35° 41' 26" 経度 139° 45' 7"

第 8 条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は 4 回とする。

- 1) 業務着手時 1 回
- 2) 業務中間時 2 回
- 3) 業務完了時 1 回

第 9 条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の 2 の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

第 10 条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 又は DVD）で 2 部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品すること。また、図面は CAD（ファイル形式は .DXF、.SFC、.P21 のいずれか）並びに PDF 形式で納品すること。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

第 11 条 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

第 12 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 13 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 14 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 15 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 16 条 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

第 17 条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第 18 条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第 19 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 20 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、東京都庁とする。

なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第 21 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類

を提示しなければならない。

(例) 設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする
保険に加入しています

第 22 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は業務の実施にあたり、関連する諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 2 章 業務内容

第 23 条 業務の目的

本業務は、皇居外苑の皇居外苑地区及び北の丸公園地区において、経年劣化により既設外灯の照度低下等が生じていることから、外灯の改修工事に係る基本設計を行うものである。

第 24 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものと
する。

第 25 条 基本設計

本基本設計は既設外灯の改修のための設計であり、各外灯について現況整理、配置計画の作成、取扱い方針の検討及び更新優先順位の設定を行うものとする。なお、設計にあたっては、既存の基本計画（皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画（平成 27 年度）。以下、「基本計画」という）を踏まえること。

1. 皇居外苑地区及び北の丸公園地区

(1) 設計対象

1) LED 外灯

No.	設置場所	種類	構造	数量[基]	整備年度
1	外苑地区(楠公、馬場先、桜田、桔梗、皇居前)	園路灯	(ガス灯型) 1 灯式、H=6,889mm 鋼管+アルミ鋳物化粧、ベース式、	81	1998 2011
2	外苑地区(和田倉)	園路灯	1 灯式、H=3,600~4,500mm、SUS ポール、ベース式	5	1995

3	北の丸公園地区	園路灯	(NB 型) 1 灯式、H=5,725mm 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	144	2011
4	北の丸公園地区	園路灯	(NC 型) 1 灯式、H=5,500mm 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	12	2011
5	北の丸公園地区	園路灯	(NC 型 2 灯) 2 灯式、H=5,500mm 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	8	2011
6	北の丸公園地区	園路灯	(ND 型) 1 灯式、H=5,500mm 鋼管六角テーパーポール、埋込式	11	2011
7	北の丸公園地区	園路灯	(ND 型 2 灯) 2 灯式、H=5,500mm 鋼管六角テーパーポール、埋込式	4	2011
8	北の丸公園地区	園路灯	(NE 型) 1 灯式、H=4,500mm 鋼管六角テーパーポール、埋込式	6	2011
9	北の丸公園地区	道路灯	(NA 型) 1 灯式、H=8,000mm 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	14	2011
10	北の丸公園地区	防災外灯	ソーラー照明、H=3,350mm 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	25	2013
11	北の丸公園地区	園路灯	1 灯式、H=4,500mm、鋼管、 溶融 Zn-Al-Mg 合金メッキ、埋込式	3	2018

2) 記念碑

No.	設置場所	種類	構造	数量[基]	整備年度
1	外苑地区(楠公)	記念碑 (ガス灯)	(ガス灯型水銀灯) 1 灯式、 H=7,020mm、鋳鉄管(花崗岩台座付)、埋込式	1	昭和 20 年代後半

(2) 設計条件

- 1) 皇居外苑の歴史や品格、風格に配慮すること。
- 2) 皇居および皇居外苑に生息生育する動植物への影響が小さいものとする。
- 3) ライフサイクルコストを考慮すること。
- 4) 外灯による環境負荷の低減に配慮すること。
- 5) 運用や灯具交換等の維持管理が容易なものとする。
- 6) 改修内容は電球、灯具・シェード交換のみならず、撤去再整備も考慮した検討を行うこと。
- 7) 敷地面積

皇居外苑地区 28.4ha (楠公:5.58、馬場先:6.13、桔梗:2.95、皇居前:10.75、
桜田:1.5、和田倉:1.48)

北の丸公園地区 16.1ha

(3) 作業項目

1) 現況整理

現地調査により、令和2年度に実施されている健全度調査結果（各施設調査票、健全度調査チェックシート、写真台帳）を更新し、劣化状況の確認を行う。なお、健全度調査の対象には、モニユメントとして平成10年度に移設されたガス灯型外灯（1基）を追加するとともに、各外灯のLED照度、バッテリーやジョイントユニット等の機器類の点検を含む。また、利用状況や動植物への影響を考慮し、外灯の過不足が懸念される箇所を記録する。

2) 外灯の配置及び型ごとの取扱い方針検討

外灯の過不足が懸念された場所について、撤去する箇所及び追加する箇所を検討し、配置の見直しを行う。また、全対象施設について、老朽化度合いや配置、要求性能やデザイン、ライフサイクルコストや材料調達の容易さを考慮し、記念碑（ガス灯）を含む外灯の型ごとに更新の取扱い方針の検討を行う。加えて、配置及び取扱い方針を示す平面図及び立面図を作成する。

3) 改修優先順位の設定

取扱い方針及び設置場所、外灯個別の状況を踏まえ、更新の優先順位を設定する。

4) 基本設計説明書の作成

上記1)～3)を踏まえ、基本計画説明書を作成する。

第26条 報告書作成

基本設計の内容をとりまとめ、報告書の作成を行う。

第3章 その他

第27条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

第28条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第29条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

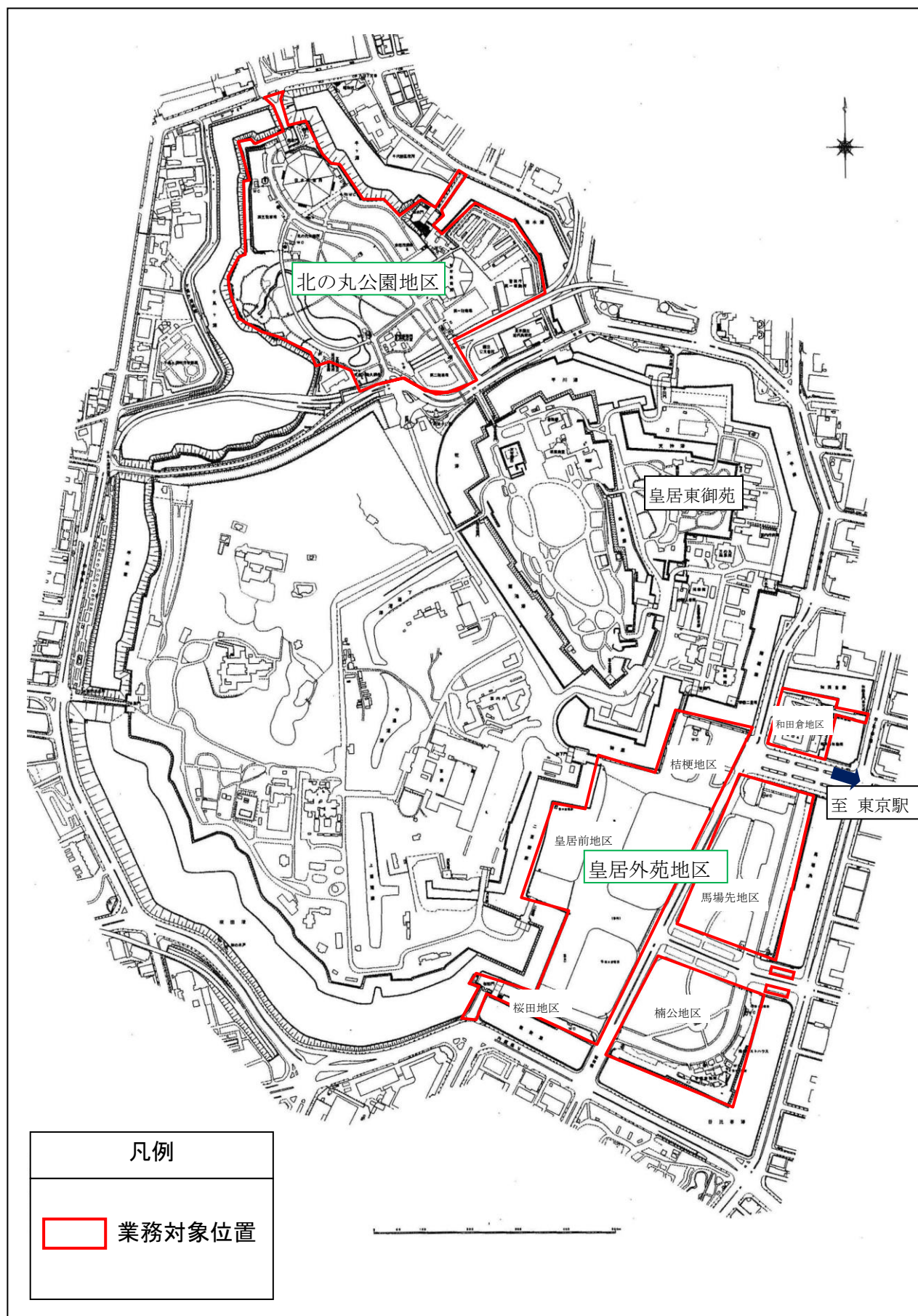
第 30条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第 31条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

業務対象位置図



施設数量計算書

主要自然公園等施設一覧表

No.	種別	構造	調査施設※1	基礎資料※2	場所・名称	単位	数量
1	照明灯	園路灯（1灯式）H6,889 鋼管+アルミ鋳物化粧、ベース式	○	○	楠公、馬場先、日比谷、桜田、桔梗、皇居前地区	基	81
2	照明灯	園路灯（1灯式）H3,600~4,500 susポール、ベース式	○	△	和田倉地区	基	5
3	照明灯	園路灯（1灯式）H5,725 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	○	○	北の丸地区	基	144
4	照明灯	園路灯（1灯式）H5500 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	○	○	北の丸地区	基	12
5	照明灯	園路灯（2灯式）H5,500 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	○	○	北の丸地区	基	8
6	照明灯	園路灯（1灯式）H5500 鋼管六角テーパーポール、埋込式	○	○	北の丸地区	基	11
7	照明灯	園路灯（2灯式）H5,500 鋼管六角テーパーポール、埋込式	○	○	北の丸地区	基	4
8	照明灯	園路灯（1灯式）H4,500 鋼管六角テーパーポール、埋込式	○	○	北の丸地区	基	6
9	照明灯	道路灯H8,000 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	○	○	北の丸地区	基	14
10	照明灯	ソーラー照明、H3,350 鋼管溶融亜鉛着色、埋込式	○	○	北の丸地区	基	25
11	照明灯	1灯式、H4,500、鋼管、 溶融Zn-Al-Mg合金メッキ、埋込式	○	○	北の丸地区	基	3
12	記念碑	（ガス灯型水銀灯）1灯式、H=7,020mm、鋳鉄管（花崗岩台座付）、埋込式	○	○	楠公地区	基	1

対象施設一覧表

分類	数量	種別	算定式	計上数量
	313	照明灯	基	313
	1	記念碑	基	1

- ※1
-
- 本業務の対象施設
- ※2
-
- 図面がある
- △
- 一部図面がある
- ×
- 図面がない

基準面積、補正要素等

番号	地区銘	基礎資料(各種台帳や公園現況図・構造図)の有無	基礎資料の有無による補正	施設整備水準	整備水準による補正※2	基準面積	事業規模(m ²)	予備調査積算規模(ha)	計画策定積算規模(ha)※1	業務対象	対象施設
											照明・発電受変電等
1	楠公地区	資料あり	1	公園施設少なく広場中心	0.8	4.00	55,755.0	5.58	5.58	○	○園内照明（外灯）
2	馬場先地区	資料あり	1	公園施設少なく広場中心	0.8	4.00	61,320.0	6.13	4.63	○	○園内照明（外灯）
3	和田倉地区	資料多少あり	1.25	公園施設少なく広場中心	0.8	2.00	14,841.0	1.48	1.07	○	○園内照明（外灯）
4	桔梗地区	資料あり	1	公園施設少なく広場中心	0.8	2.00	29,479.0	2.95	2.95	○	○園内照明（外灯）
5	皇居前地区	資料あり	1	公園施設少なく広場中心	0.8	4.00	107,546.0	10.75	10.75	○	○園内照明（外灯）
6	桜田地区	資料あり	1	公園施設少なく広場中心	0.8	2.00	15,029.0	1.50	1.16	○	○園内照明（外灯）
7	北の丸地区	資料あり	1	公園施設少なく広場中心	0.8	4.00	160,872.0	16.09	14.08	○	○園内照明（外灯）

※1 長寿命化の対象とする施設がない区域(水辺、樹林地のみ等)は除外

※2 外灯のみの調査であるため、全て「公園施設少なく広場中心」とする